

議案第 104 号

松阪市公共下水道条例の一部改正について

松阪市公共下水道条例（平成 17 年松阪市条例第 225 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市公共下水道条例の一部を改正する条例

松阪市公共下水道条例（平成 17 年松阪市条例第 225 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

排水設備等の新設等の工事は、次の各号に掲げる工事を除き、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

第 6 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の管理者等の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。